

ソニー社員のパワハラ等自殺について
一審の不当判決を取り消し労災認定を求める署名

東京高等裁判所 第7民事部 御中

【要請項目】

ソニー社員であった藤木翼^{たすく}さんが自殺により死亡した件について、労災として認めなかつた一審の東京地方裁判所の不当判決を取り消し、御庁で労災として認めらる判決を言い渡すよう求めます。

【要請の理由】

藤木翼さんは、幼い頃からの脳腫瘍・水頭症による障害に屈することなく、ソニーでエンジニアとして勤務していました。しかし、「女、子どもでもできる」などの上司からのパワハラ、人事や臨床心理士との多数回の面談の中で、リストラ対象者のいわゆる追い出し部屋への異動を示唆されるなど等、強い心理的負荷となる業務上の出来事が原因で適応障害を発症し、発病後も退職強要を受け、平成22年8月20日に自殺により死亡しました。

一審の東京地裁は、適応障害発症前に「中」の心理的負荷を7つ、発症後に「強」の心理的負荷（退職強要）を1つ認定しながら、労災として認めない不当な判決を言い渡しました。適応障害の業務起因性を判断する際に、翼さんの身体障害を考慮しなかつたことは、まさに障害者差別です。また、「強」の出来事があつても、精神疾患発症後であれば労災として認めない（「強」では足りず「特別な出来事」が必要）というのでは、強い心理的負荷のパワハラや退職強要も、精神疾患を発症した労働者に対しては是認されることとなり、極めて不合理です。

一審の不当判決を取り消し、労災として認める判決を言い渡すことを、強く求めます。

氏名	住所

署名集約先 翼さんの労災認定を求める支援者の会 代表 中原のり子
〒104-0033 東京都中央区新川1-11-6 (080-6746-2171)